筋電電動義手の購入・修理費用支給の流れ

申請者　「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」と「外科後処置申請書」を労働局へ提出（片側上肢切断者の方は「就労状況等に関する申立書」を添付）

↓

労働局　申請者に「外科後処置承認（不承認）決定通知書」を送付※

↓

申請者　装着訓練（片腕上肢切断者の方は、試用装着期間の指導等を含む）実施、適合判定

↓

労働局　内容の審査（調査）

↓

労働局　申請者に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認（不承認）決定通知書」を送付※

↓

申請者　義肢等補装具業者に筋電電動義手の購入（修理）の注文を行う
義肢採型指導医で採型指導を実施

↓

業者　義肢等補装具業者が、申請者に筋電電動義手を引き渡す

↓

費用負担せずに
筋電電動義手の受給を
希望する場合

↓

申請者　費用請求書に必要事項（受領委任の手続き等）を記入

↓

申請者　義肢等補装具業者に費用請求書等を提出

↓

業者　義肢等補装具業者が労働局に費用請求書等を提出

↓

労働局　義肢等補装具業者に費用を支払う

一旦費用負担する方法で
筋電電動義手の受給を
希望する場合

↓

業者　義肢等補装具業者が申請者に費用を請求

↓

申請者　義肢等補装具業者に費用を支払う

↓

申請者　労働局に費用請求書等を提出

↓

労働局　申請者に費用を支払う

※決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求ができます。ただし、決定があった日から１年を経過した場合は、審査請求はできません。